

## 区広報誌「広報ふくしま」掲載記事に関する運用基準（ガイドライン）

### 1 目的

この運用基準（ガイドライン）は、区広報誌「広報ふくしま」の発行に際し、区民にとっての必要性、有益性を第一に考えた情報を掲載することを目的とする。

### 2 掲載記事

区広報誌「広報ふくしま」の掲載記事は次の範囲とする。

- (1) 区が実施するもの（主催・共催を含む）
- (2) 区内所在の市が運営する施設が実施するもの
- (3) 市が実施するもの（主催・共催含む）、市が監理する外郭団体又は市の指定管理者が実施するもの
- (4) 区、市、府又は国から委嘱された者で構成される団体が実施するもの
- (5) 国、府、独立行政法人又はその他の公共機関等が実施するもの
- (6) その他、豊かなコミュニティづくりに資するなど区長が必要と認めたもの

### 3 掲載できない記事

原則として、次の各項に掲げるものは掲載できないものとする。

- (1) 区民を対象としていないもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 問合せ先（担当）が不明瞭なもの
- (4) 掲載する号に日程が合わないもの
- (5) 対象者に直接通知するなど、個別に対応できるもの
- (6) 同一年に既に掲載したもので、特段の理由がないもの
- (7) その他、区長が適当でないと認めるもの

### 4 記事掲載の優先順位

区広報誌「広報ふくしま」へ掲載を希望する記事が多数ある場合は、前記2の各項の順位を優先して掲出する。ただし、(6)についてはこの限りではない。

#### 附則

この運用基準は平成20年4月1日から施行する。

この運用基準は平成20年5月1日から施行する。

この運用基準は平成24年3月15日から施行する。

この運用基準は令和4年4月1日から施行する。

この運用基準は令和6年7月1日から施行する。

この運用基準は令和7年4月10日から施行する。